

第1回 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた 植物ワーキンググループ会合 議事概要

1. 日時：平成24年11月2日（金） 14:00～17:10

2. 場所：一般財団法人自然環境研究センター 9階大会議室

3. 出席者（敬称略）：

■検討委員（五十音順）

（座長）

角野 康郎 神戸大学大学院 理学研究科 教授

（委員）

勝木 俊雄 独立行政法人森林総合研究所 多摩森林科学園 教育的
資源研究G 主任研究員

勝山 輝男 神奈川県立 生命の星・地球博物館 企画普及課長

黒川 俊二 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業
総合研究センター 生産体系研究領域 主任研究員

小池 文人 横浜国立大学 大学院 環境情報学府 教授

小林 達明 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授

高橋 新平 東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授

西田 智子 独立行政法人農業環境技術研究所 生物多様性研究領域
主任研究員

藤井 伸二 人間環境大学 人間環境学部 准教授

横田 昌嗣 琉球大学 理学部海洋自然科学科 教授（ご欠席）

■農林水産省

大友 哲也 農林水産省 大臣官房環境政策課 地球環境対策 室長

■環境省

関根 達郎 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長

東岡 礼治 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長補佐

水崎 進介 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長

谷垣 佐智子 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長

相原 百合 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係員

■事務局

常田 邦彦	一般財団法人自然環境研究センター	研究主幹
小出 可能	一般財団法人自然環境研究センター	主席研究員
畠瀬 賴子	一般財団法人自然環境研究センター	上席研究員
岸本 年郎	一般財団法人自然環境研究センター	上席研究員
邑井 徳子	一般財団法人自然環境研究センター	上席研究員
中島 朋成	一般財団法人自然環境研究センター	上席研究員
石塚 新	一般財団法人自然環境研究センター	主任研究員
吉村 妙子	一般財団法人自然環境研究センター	研究員

4. 議事概要 :

- (1) 侵略的外来種リスト作成について
- (2) その他（スケジュール等）

（1）侵略的外来種リスト作成について

<説明資料>

- （資料1）外来種ブラックリスト（仮称）作成のねらい
- （参考資料2－1）外来種被害防止行動計画（仮称）の構想図【平成23年度検討会成果物】
- （参考資料2－2）外来種被害防止行動計画（仮称）作成の目的【平成23年度検討会成果物】
- （参考資料2－3）外来種被害防止行動計画（仮称）の骨子案【平成23年度検討会成果物】

侵略的外来種リスト作成のねらいと位置づけについて

<リストの位置づけについて>

- ・ 愛知目標達成に向けた、2020年までの外来種全般に関する対策指針として、あらたに「外来種被害防止行動計画」を策定し、そこにリストも位置づけて施策を展開したい（資料1：環境省）。
- ・ 行動計画のねらいは、法的規制になじまないもの、法律で規制されていない国内由来の外来種等も含め、外来種の対応方針を明らかにして、対策を実施していく仕組みを作り、また社会経済活動の中で外来種対策に配慮する社会を作っていくこと（資料1：環境省）。
- ・ 要注意外生物リストは、法規制になじまないもの、今後特定外生物に指定していくもののリストアップ、大量に放たれる場合の弊害への注意喚起が目的。今回のリストでは、対策、現在の利用および利用する際の注意など様々な情報を付加、提供し、行動計画と一緒にすることで、外来種対策促進のツールとして使っていくこととし、要注意外生物リストは発展的解消したいと考えている（環境省）。
- ・ 「ブラックリスト」「特定外生物」の位置関係が一般の方々に分かりにくくならない

ようにしなければいけない。そのためには、特定外来生物の位置づけを明確化すべき。

- ・ 行動計画とリストは対であり、計画の性格によってリスト掲載種の挙げ方も変わると考える。行動計画とリストの会議の間で情報共有が必要。

<説明資料>

(資料2) 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト（仮称・外来種ブラックリスト）
作成会議及び植物 WG 会合の検討内容（案）について

侵略的外来種リスト作成会議及び植物 WG 会合における検討について

<侵略的外来種リスト作成会議と植物 WG 会合の関係について>

- ・ 侵略的外来種リスト作成会議は各分類群の専門家に入っていただき検討する本体会議。植物には、種数が多い、利用されているなど特有の問題があるため、植物 WG 会合を設け、植物からの論点を議論して本体会議と共有し、インプットしていくこととした。最終的な決定は本体会議だが、植物 WG での議論と調整する（資料2：環境省）。

<侵略的外来種リストの性格について>

- ・ 「外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき措置について」の文言に、特定外来生物には指定されていないものの地域的に大きな被害を及ぼしている外来種は外来種ブラックリスト（仮称）に選定、とある。侵入・分布拡大の経路、最新の定着状況ということの地域的な情報が重要になると思われる。
- ・ 外来種ブラックリスト（仮称）作成によるこれまでとの違いの一つは防除。特定外来生物は基本的に輸入時の貿易管理が中心で、組織的には防除ができない状況だった。

<侵略的外来種リストと特定外来生物の関係について>

- ・ 植物の場合は有用植物が含まれており、要注意外来生物リストの際にも利用分野では非常に大きな影響があったことと、今回は特に「ブラックリスト」なので、選定されると特定外来生物と同じような状況になることも予想されるため、かなり慎重に考える必要があると思われる。
 - 「使用できないなど、特定外来生物と同様になる」といった誤解が生じないように注意する必要があると考えている。すでに使っている代替種がなく有用なものまで全て規制するのではなく、より良く使っていく外来種と使ってはいけない特定外来生物等の外来種とを明確に書き分けて、使い方により影響があるものは留意点など丁寧に情報提供をし、リストをまとめていければと考えている（環境省）。
 - 外来種ブラックリスト（仮称）と特定外来生物は違うということが伝わるようになることが求められる。特定外来生物は法的規制があり、輸入や、販売規制

もかかる。一方、外来種ブラックリスト（仮称）では、幅広く利用されているものの、リスクのあるものについては、使用にあたっての留意点などの情報を附加して利用者にも啓発を促すことなど、総合的な外来種対策に活用しようという狙いである。こうしたリスト作成の意図、狙いを十分 PR し、よく理解していただくことが必要だろう。

- ・ 特定外来生物は法的規制の対象となるもの、外来種ブラックリスト（仮称）は行政指導の対象となる、という理解でよいか。
 - 一義的にはそれでよい。特定外来生物は法的規制がかかるので、指定の際には社会経済的要素や法指定による効果を加味して指定した。社会経済的影響があることから特定外来生物に指定できない外来種もあるので、外来種ブラックリスト（仮称）では管理や注意点に関する情報を出して補う。なお、こうした情報は特定外来生物についても発信していく（環境省）。

＜説明資料＞

- (資料 3－1) 外来種ブラックリスト（仮称）の作成に関する方針について（骨子案）
【平成 23 年度検討会成果物】
- (資料 3－2) 外来種ブラックリスト（仮称）作成手順フロー（案）【平成 23 年度検討会成果物】
- (資料 3－3) 外来種ブラックリスト（仮称）のカテゴリ区分案（種特性に応じた全国スケールでの対応方針）【平成 23 年度検討会成果物】

- ・ 昨年度検討会での成果物であるリスト作成方針について説明。（資料 3－1～3－3：事務局）

侵略的外来種リスト作成の方針、手順、カテゴリ区分について

＜植物分類群のリスト作成の考え方について＞

- ・ 本体会議と植物 WGとの間で、どこまで統一的なものを作るべきか。植物には特有の問題があるが、どこまで独自性が許されるのか。
 - ある程度統一的な基準であることが必要。しかし植物は定着種数も多く、有用植物が多く含まれており、他の分類群とは違う留意点もあることから、選定基準はある程度統一的にまとめたうえで、植物の分類群に加味すべき考え方をリスト作成方針に組み入れるイメージで考えている（環境省）。
 - 植物特有の問題を明らかにし本体会議に上げるのは、植物 WG の役割である。

＜リスト掲載種の選定基準について＞

- ・ 選定基準としてまず生物学的条件と自然環境・社会経済的条件があり、次に選定種の

カテゴリ・ランク区分がある。後者の区分は基本的に分布情報から可能だと思われるが、前者の条件は必ずしも分布情報だけではないと思われる。その関係はどうなのか。とくに選定基準のなかにある生態系被害という言葉の生態系とは何か。おそらく分布拡大の意味ではまん延しているが、絶滅危惧種等への影響はどうか、といったことだろうが、このカテゴリ・ランク区分だけでは出てこないかと思う。それらの関係はどうなるのか。

- 選定の際の情報と、選定したのちの普及啓発における情報は、同じ部分もあるが違う要素もある。侵略性や、生態系への影響すなわち競合・交雑などは、選定の際の情報であり、同時に情報提供の際にも生態系への影響に関して伝える情報である。カテゴリ・ランク区分は、リストを作成したあとの注意喚起の際の情報であると考えている（環境省）。
- ・ 「要注意外来生物のリスト記載種は原則としてリストに掲載する」というのは問題である。要注意外来生物は選定基準に関する検討がなされていないリストであるから、参考の資料とすべきで、一律に掲載すべきものではない。
 - 今後の選定プロセスで議論する。

＜他のリストとの比較について＞

- ・ 外来種ブラックリスト（仮称）では、レッドリストのNTのように、今後リストに入る可能性のあるものに対するランクを設けるのか。
 - 情報不足種というカテゴリを設けてそこに入れる（環境省）。減少という一つの軸で評価できる絶滅危惧種と異なり、外来種の場合は様々な影響があり、また影響の出方も地域によって異なるので、影響（侵略性）のレベルという一つの軸で細かいランクを示すのはかなり難しい。そのため定着段階というカテゴリ一と、最低限対策を優先すべきものだけ対策優先種というランクを作った経緯がある（環境省）。
- ・ 海外とのリストとの比較検討というのはどのような状況か。
 - IUCN によるリストなどは、今回のリスト選定のための参考としている。海外のリスト事例にはランク分けは見当たらなかった（環境省）。
- ・ 未定着のもので使われていないものはそのまま特定外来生物に指定してよいと考えるが、こうした議論はなかったのか。
 - まず外来種ブラックリスト（仮称）に載せて、法律で合意したものは指定するという流れになるのでは。

＜説明資料＞

- （資料4　　）愛知目標達成のための侵略的外来種リスト（仮称・外来種ブラックリスト）
の掲載種選定手順について

(資料5) 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト（仮称・外来種ブラックリスト）
植物の選定にあたっての留意点

(資料6) 外来種ブラックリスト（仮称）の作成に関する方針について（骨子案）の
修正提案 ※資料3－1の修正についての提案

植物分類群リスト作成の方針、手順、留意点について

<リスト掲載種のカテゴリ区分について>

- ・ リスト掲載種のカテゴリ区分で、小笠原・南西諸島カテゴリを設けることを提案したい（資料4：事務局）。

<リスト作成の方針について>

- ・ 外来種ブラックリスト（仮称）作成方針において、現在の骨子案では、選定の基準のなかに「防除の効果」が挙げられているが、防除の難易度如何で除外されることは適当でないと考えるため、分布拡大・拡散の可能性ということに修正したいので、検討いただきたい（資料6：事務局）。
- ・ 同じく選定の基準において、路傍や農耕地のみで繁茂する種類を選定候補種の段階から除外することも考えられるという付加説明を加える修正案について検討いただきたい（資料5：事務局）。

<候補種の侵略性評価について>

- ・ 侵略性の評価基準は、未定着種に対する考え方と、すでに入っている定着種に対する考え方方が混乱しているようである。ここで示された手順のうち定着可能性に関するところは、基本的に未定着種に対する評価の考え方だと思われる。すでに入っているものはこの考え方ではなく、定着段階を中心に考えるべきではないか。両者は明確に分ける必要がある。WRAはリファレンスの設定の仕方によって、いかようにも評価がかわり得る。
- ・ 侵略性のリスクには複数の基準がある。侵入のリスクと、侵入後に定着した場合は、生態系に与えるリスクは別に評価すべき。入ってきても侵略性を示さないものは俎上に載せる必要がないだろう。すでに定着しているものは、それらが自然生態系に対して侵略性があるのか、未定着のものは国内に意図的、非意図的に持ち込まれる可能性が高いという侵略性とに分けて評価るべき。
- ・ いったん定着したものは、まん延の程度に関わらずリスク評価は行うべき。侵入初期ならリスク評価をしっかりすれば防除効率が高い、という考え方に基づいているようであり、外来種ブラックリスト（仮称）作成の性格によるが、もし在来生態系へのリスクであればまん延しているものまで含めてリスク評価してほしい。人里の自然、二次的自然については、それをどう考えるかという課題があるが、釧路湿原のような原

生的湿地生態系の遷移進行にともなうものは大きなリスクがある。まん延しているものでもコアエリアに影響するものは評価して対策をとる必要がある。こうした姿勢は、リスト作成において必要ではないだろうか。

<リスト掲載種のカテゴリ区分について>

- ・ 対策優先種選定において、まん延期のものを全部含めると、侵略的外来種のリストではなく単なる帰化植物のリストになってしまい、焦点がぼやけてしまう。重要なのは定着初期であり、ここでは5都道府県以下というアバウトな説明だったが、分布情報こそが重要ではないか。まん延期のものは基本的にはリストに入れるべきではなく、特に甚大な影響があるものに限るべきだと考える。
 - 未定着種と、定着し始めているものを整理する必要がある。
 - ただし定着しているかどうかの判定も難しい。未定着のものは、外国事例で侵略性などを推定する。実際には、各地で記録はあるが消滅するなど、完全に定着しているとはいえないものがある。場合によっては海外の例から判定するものが出てくるかもしれない。
 - 雑草リスクアセスメントをやっていたが、導入の前後では使う情報の詳細さもかなり異なる。定着していると言いきれないものからまん延しているものまで含め、定着後のリスク評価という考え方があるので、未定着種とはっきり分けた方がよいと考える。具体的方法は先行事例があるので参考にされたい。
- ・ 優先種の選定を、4区分プラス小笠原・南西諸島として各カテゴリからまんべんなく行うのは良くない。国として、「対策をやるべきだ」というものを選ぶ必要がある。どこに重点をおくかが大事。植物に関してはこの区分は実際的でないと考える。
- ・ 定着初期から拡大期の区分は難しいので、定着／分布拡大期などのカテゴリとしたらどうか。
- ・ 対策優先種の選定基準については概ねこれでよいと思うが、1. に、まんえん期にあるものはコアエリアへの侵入阻止という目標をここに例示してもらいたい。
- ・ 導入して侵略的になるものは外来種全体の10%といわれる。未定着種は海外の例でリスク判断、定着した種は今後の分布拡大の恐れ、その際の問題などがある。このあたりはもう少しきめ細かく整理すべきであろう。
- ・ 定着種の話をすると個別具体的になってしまうので、どこまでを国がカバーし、どこから地方自治体で考えてもらうか、ある程度分けて考えた方がよい。

<対策が必要な生態系やハビタットの評価について>

- ・ 在来生態系の重要度評価をいずれどこかでやらねばならないと考えるが、日本では公的に何か存在するのか。場所ではなく、植生や生態系のタイプごとに評価が必要ではないか。

- 研究者レベルでの検討は始まっているが、環境省レベルでは存在しないと思われる。外来種ブラックリスト（仮称）候補種を挙げる段階では、脆弱な生態系への侵入可能性などから評価基準は出てくるのではないか。
- ・ 厳重に保護すべきところは、いくらまん延している種類であっても対策をとるべき。
 - 植物の選定にあたっての留意点（資料5）に記述あり。

<路傍雑草や農耕地雑草の扱いについて>

- ・ たとえば農耕地雑草なら対策不要といった判断基準を示すということか。
 - 本当にそれでいいのか。外来生物法は環境省だけの話ではなく、農林水産省も関係し、農耕地も入っている。海外では農耕地が対策の最優先である。自治体での対策を行うにしても、自治体レベルでは環境担当者がいない。ここで話すだけでは実際には動かないのではないか。
 - 生態系への被害としては、考慮しないとしてもそれは、社会経済的条件として、考慮するということではよいのでは。
- ・ 農耕地を重視すべき観点として、輸入飼料として入るとまず農耕地で広がることがある。農耕地と路傍だけにしかないといつても、そこからまん延しだすものもある。最初から除外すると。もちろん農耕地への被害が除かれるという問題もある。選定の際に、そこにしかないものを無視すると、そこ以外への被害が出ないとも限らない。
- ・ 路傍や農耕地雑草については、害があるものと、気にしなくてよいものがある。一律に扱っているから良くないので、一律ではないということを植物WGで示す。路傍雑草、農耕地雑草を最初から除くにはよくない。

<リスト掲載種の定着段階カテゴリ区分について>

- ・ まん延期、分布拡大期の判断が難しい植物は、まん延期に入れるという話があったようだが、対策優先種のことを考えると分布拡大期に入れておく方がよいのでは。
 - 区分作業のなかで発生した課題である。植物は都道府県別の分布情報があるので、まずそれで仕分けを試みた。都道府県レベルではまん延している種でも県内をもっと細かくみれば分布拡大しているものもあると思われるが、実際には情報がない（事務局）。
 - 「全国に分布」という表現があるが、北海道から沖縄までの分布でなくとも、潜在的な分布域からいえるものもあるのではないか。
 - 大都市にはみられるが、その周りにはないなど、狭い地域での分布拡大はあるかもしれない。
 - 現在では県レベルでしか把握できないが、次の段階ではどの程度のスケールで把握が必要、などと注釈を入れて区別するしかないのでは。
 - 実質的な話としては、分布拡大期とまん延期で対策を分けたいということがあ

る。分布拡大期は地域レベルで対応、まん延期は保護地域で対応など。県レベルで広がっているものは他県で防ぐよりは保護地域で対応する、など（事務局）。

<掲載種選定手順について>

- ・ 雑草防除の立場からいえば、行動目標、対策目標が先にあり、それにはどういう要件があるのかを整理し、それに向かって植物を区分する。区分は、大きくは定着・未定着、それから侵入拡大の程度、被害の甚大性や防除のしやすさといくのが一般的。資料4で示されたフローは逆になっている。
 - 分布拡大のステージの違いで対応が違うという議論は昨年もあったが、それは整理の仕方、示し方で解決すべきであり、本質的なところは認識されているのではないか。
 - 私には混乱しているように思われる。まず地理的分布の整理が先にあるべき。ここに示されたものでは、リストが先に決まっている。
 - この議論は本体会議に上げて、資料4のフローが逆になっているという意見を伝える。
 - 現在の分布拡大状況によって分けるのは、それによって対策が異なるため。

<リストの性格について>

- ・ 防除だけが対策ではないと考えるため、利用されているものをどういう観点で利用していくかということも含めて検討するということでおいか。昨年の議論のなかで防除の優先度が検討されたが、主体によって何を優先するか考え方方が違うことから、幅広く異なる対策に使えるリストにしたい（環境省）。
 - その考えでは曖昧なものになる。侵略性の定義をきちんとしていないため、いかようにでも作れる。むしろ確たる分布情報を使うのが科学的で汎用性もある。利用の話は別個に考えるべき。
- ・ 対策優先種の選定基準に具体的に当たるはまるのは何かということで種を絞り込んでいく考え方が必要ではないか。何でも網羅するのではなく、種類は絞られているが実効性のあるリストにするか、広いものにするか、決める必要はある。
 - リストが幅広いものでも、どのような対策が必要かという情報によって、カテゴリーに分けて絞って見せるというのもあるのではないか。（環境省）
 - 事務局と協議していくので一任いただきたい。

<リストの公表や情報発信について>

- ・ 現場でよくあるのが、ある主体が動くときに別主体をまきこむのが難しいという状況。それぞれの主体が何か対策しようとしたときに、別の主体を巻き込めるよう推進する書き方が望まれる。

- ・ リストは一つなので、どのようにこれを利用してほしいかなど、説明的部分で様々な主体の役割や注意点などを分けていく。利用関係者にも園芸、造園、緑化など、きめ細かく対応する必要がある。
 - 緑化でも、地域やその場所の温量指数によって利用の仕方が違うので、それをどう入れていくかが重要。
- ・ 主体別という意味が理解できない。むしろ対策の考え方をわかりやすく書くのが基本ではないか。
 - 主体別というのは、対策防除の主体と利用主体があると考えたため。防除主体にはハビタット別の情報。利用主体には、利用にあたっての注意、輸入の際の非意図的侵入の情報など、注意喚起できる情報を提供する。ハビタットごとの注意すべき種としては、すでにある程度まとまっているものもあるので出していく（環境省）。
- ・ このリストに載っても販売規制はないため、水生植物に関しては地域別の指針が必要と考える。日本全国で規制がかかっていないから、あるいは侵略性がないから大丈夫ということではなく、たとえば特定の地域や島嶼に入ったら問題になるなど地域差がある。利用に関しては、こうした情報を示すことが重要である。

<リストの名称について>

- ・ 「ブラックリスト」という名称なら有用植物を挙げることは許容しかねる。有用植物は、代替種があるか、代替植物にさらに害がないかという課題もある。その種でなければだめだから使っているという事情がある。
- ・ 「ブラックリスト」に載ると、種苗会社が扱わなくなる可能性はあるかもしれないが、牧草としては使うと考えられる。その場合、ブラックリスト種を使っている畜産物や牛乳などは風評被害が心配される。
- ・ 内容を理解してもらいづらいネーミングである。
- ・ 「ブラックリスト」という名称は仮称であり、まだ決定ではない。
- ・ きちんと管理しないから侵略性を示すのであって、管理すれば侵略的にならない。そこまでの話ができるのかどうか。
- ・ ようやく要注意外来生物が定着してきたので、要注意外来生物のリストを発展、充実させるという考えで良いのではないか。
- ・ リストが出ると重くとらえられてしまう。レッドリストも、法律で守られていると考えている人がいるが、配慮しようということである。このリストは「使う機会があれば配慮して」という「要配慮」というようなものだと考えるので、そのことがアピールできる名称がよい。
- ・ 生物学的根拠に基づいて外来種対策をしていくなかで、リスト、行動計画がでてきている。利用されている植物でも主張が平行していては発展がないので、どういう課題

があるのか整理して、管理すればよいのではないか。あるいは管理しても逸出しまうものなどを、慎重に判断し選定するのがこの植物WGである。

<対策が必要な生態系やハビタットの評価について>

- ・ ハビタットによって影響がかなり違うと思われる所以、実効性のあるものにしようということでのリストだと考える。全国一律ではなく、地域によって対策するということで、緊張感あるリストになるのではないか。
- ・ 里山については、ハビタットにより重要度が異なる。パッチレベルでも影響があるところなど、ハビタットごとに整理できるのではないか。
- ・ 保全優先度の高い場所に侵入するリスクから考える。
- ・ ホットスポットをいくつか重ねて保全優先度の高い場所の抽出作業をしているが、それだけで決めて良いのかどうか、基準作りはまだである。まずはハビタット毎に影響の高いものを選定していくことでこうした観点も検討できないか。（環境省）。
- ・ 環境省だけでなく、他省庁も含めて、地図上でどこが重要か示すのは重要。

今後の進め方について

- ・ 基本的には、第2回検討会で、ある程度絞ったリストを出す必要があると考えている。そこに向けて、どのような作業をするか、リストについてご意見いただければありがたい。（環境省）
- ・ リストはある程度固める必要はあるが、今年度中の決定ではない。今年度は選定方針、指標をアウトプットとしたい。12月18日までにリストが固まらなければ、選定方針を中心にして議論いただくかもしれない。まずは12月18日に選定方針を固め、合意形成したい。（環境省）。
- ・ 候補種は、重要でないものも全部あっていいのではないか。それをどう絞るかという議論があって、絞ったプロセスが示される。
- ・ 選定プロセスを示してもらい、それが良いということになってからリスト作成になる。プロセスを判断できるように基準を示してほしい。種を挙げるのは機械的作業にすべきで、それは来年度でよい。プロセス合意がとれないのはまずい。
- ・ たとえば、ハビタットを20程度に分けて、入ってきたものがどう定着したか、できればそのハビタットでしばしば優占することがあるか、永続的に優占するのか、といった情報を示す。加えて農業的に問題があるか、農学関係者にコメントしてもらう。最終的には複数の軸で対策優先度をつけ、その上で最後は専門家判断ではないか。
- ・ まず、選定の仕方を固めてモデル的に示してほしい。可能なら、方法と具体例の提示を。

<説明資料>

(参考資料1) 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト（仮称・外来種ブラックリスト）
植物の候補種リスト（素案）

<候補種リストの考え方について>

- ・ 候補種リストの説明。植物種について、そもそものイメージ共有のためのリストである。作業量のこともあり、この程度の候補から検討してはどうか。ここに漏れている候補種があれば、指摘してほしい（事務局）。
→ 今の説明通りのリストなら、分布情報も加えられておりベースとなる候補種リストとして良いと思う。定着初期や拡大期のものについて情報を加えていってほしい。
- ・ 資料3-2に、リスト全体で400～500種あるが、この数は決定か。
→ 数値は目安。これだけ選ぶ、これを超えない、というものではない（環境省）。